

平成 25 年 3 月 13 日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
TEL 03-5739-3014

改正犯罪収益移転防止法の経過措置規定に係る考え方について

標記のことにつきまして、平成 25 年 3 月 8 日付で金融庁総務企画局企画課調査室から「経過措置（改正法附則 2 条 1 項）に該当する場合の代表者等の本人特定事項の確認について」（別添）により、改正犯罪収益移転防止法の経過措置規定に係る考え方の周知依頼がありましたのでご案内いたします。

つきましては、当該周知依頼の趣旨を踏まえ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月 8 日

日本貸金業協会 御中

金融庁総務企画局
企画課調査室

経過措置（改正法附則 2 条 1 項）に該当する場合の
代表者等の本人特定事項の確認について（周知）

平成 23 年改正犯罪収益移転防止法（改正法）が、本年 4 月 1 日から全面施行されます。同法により、従来の本人特定事項に加え、「取引目的」「職業・事業内容」等が確認事項とされました（以下、改正法により新たに確認が必要となった取引目的等の確認事項を「新規確認事項」といいます。）。

同法の施行日前に本人確認済みである顧客等との間の施行日以後の一定の取引については、経過措置が設けられています¹が、経過措置のうち、改正法附則第 2 条第 1 項に該当する取引の確認事項に関して多くのご質問等を頂戴しましたので、当該規定に係る考え方を下記のとおりお示しします。

貴協会におかれましては、参加金融機関等に対して、当該考え方について周知していただくとともに、改正法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします（法令の略称は、下記 5 による）。

記

1. 質問の概要

○改正法附則第 2 条第 1 項の規定に該当する取引について

改正法附則第 2 条第 1 項により、特定事業者は、改正法施行日前に本人確認を行っており（但し、改正後法に規定されている全ての確認事項の確認はしていない）、その記録を作成・保存している顧客等（国等を除く。以下同じ。）との間で、施行日以後に新たに特定取引を行う場合には、既に本人確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、顧客等の本人特定事項以外の確認事項（すなわち新規確認事項）のみを確認すればよいとされている。

当該取引を、現に取引の任に当たっている自然人（代表者等）が顧客等に代わって行う場合には、上記の確認に加えて、代表者等の本人特定事項の確認を行う必要があるか。

2. 考え方

代表者等が顧客等に代わって、改正法附則第 2 条第 1 項に該当する取引

¹ 経過措置及び犯罪収益移転防止法の概要については、警察庁作成「犯罪収益移転防止法の概要」を参照。<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

を行う場合には、顧客等の本人特定事項以外の確認事項の確認に加え、代表者等の本人特定事項の確認を行う必要があります。

また、代表者等の本人特定事項を確認するに当たっては、その前提として、当該代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていると認められる事由の確認が必要になります。

これらの確認が必要になるのは、この場合には、改正法により確認が必要となった取引目的や事業内容等の新規確認事項に係る申告や書類の提出が代表者等からなされるため、新規確認事項の真偽を当該代表者等に依存せざるを得ないこととなり、当該代表者等がいかなる人物であるかを確認する必要があるからです²。

【改正法附則第2条第1項、整備令第6条、改正後法第4条第1項・同4項、及び新規則第11条第4項 参照】

3. 代表者等の本人特定事項の確認時期について

現行法下の取引につき、特定事業者は、本人確認済みの顧客等との間で新たに特定取引を行う場合には、当該取引が代表者等によりなされる場合であっても、顧客等について「本人確認済みの確認」を行えば足り、当該代表者等の本人特定事項の確認までは求められていません³。そのため、改正法施行日以後に新たな特定取引を行う際に、代表者等が自己の本人確認書類等を保持していない場合が想定されます。この場合に、代表者等の本人特定事項の確認が終了するまで取引を開始しないこととすると、取引の円滑な遂行に混乱が生じるおそれがあると考えられる一方、当該取引においては、顧客等の本人特定事項は確認済みであり、犯罪等に利用された場合の資金トレースが可能となっていることに鑑みて、当該取引における代表者等の本人特定事項の確認時期については、次のとおり柔軟な対応をし

² 改正法附則第2条第1項は、改正法施行日前に現行法第4条第1項の規定による本人確認を行っており、その記録を作成・保存している顧客等については、施行日以後に特定取引を行う場合には、顧客等の本人特定事項以外の確認事項のみの確認を行えば足りる旨を規定していますが、改正後法第4条第1項を読み替えて適用することとしているため、改正法附則第2条第1項の規定に該当する場合であっても、同条第4項の「顧客等について第一項...の規定による確認を行う場合」に該当します。改正法附則等において、この場合の同項の適用を除外する規定はありません。

なお、改正法附則第2条第1項等の経過措置は、通常取引を行う場合に適用されるものであり、ハイリスク取引（改正後法第4条第2項に該当する取引）を行う場合には、ハイリスク取引に際して行う確認が必要となります。

³ 改正後法においても、同法第4条第1項又は第2項の規定による確認を行っており、その記録を作成・保存している顧客等との間で新たに特定取引（ハイリスク取引を除く。）を行う場合には、特定事業者は、顧客等について既に取引時確認を行っていたことの確認をすれば足り、当該取引が代表者等によりなされる場合であっても、当該代表者等の本人特定事項の確認までは求められていません（改正後法第4条第3項）。すなわち、一度法で確認を求められている全ての事項の確認を行った顧客等については、その後の特定取引においては確認済みであることの確認をすれば足りる取扱いにつき、現行法と改正後法とで違いはありません。本文書は、現行法で確認が求められている事項の確認は行っているが、新規確認事項の確認は行っていない顧客等についての取扱いについてお示しするものです。

ても差し支えないと考えます。

- 改正法附則第2条第1項の規定に該当する取引を、代表者等が顧客等に代わって行う場合における
 - 代表者等の本人特定事項 及び
 - 代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていると認められる事由の確認については、当該取引の完了後の合理的な期間内に、代表者等の本人確認書類の提示を受けるなどの方法により確認を行うことで差し支えない。
- なお、代表者等や顧客等が非協力である場合、その他合理的な理由がなく、上記確認が完了できない場合には、「疑わしい取引の届出」の提出を検討しなければならない。

(例) 平成25年4月1日以降に、上記取引を法人顧客との間で行う場合には、当該法人顧客の新規確認事項を、代表者等(取引担当者)から、申告や書面を受ける方法等により確認を行う。

この時点において、代表者等(取引担当者)の本人特定事項の確認が困難な場合には、当該取引の完了後に、代表者等の本人確認書類の提示又は送付を受けるなどの方法により、代表者等の本人特定事項の確認を行う。

なお、代表者等の本人特定事項の確認に当たっては、その前提として、①代表者等が社員証を有していること、②電話により代表者等が当該法人顧客のために取引を行っていることが確認できることなど、代表者等が当該法人顧客のために取引の任に当たっていると認められる事由の確認が必要となる。

4. その他の経過措置

改正後法第2条第1項に規定に該当する取引以外にも、以下のとおりの経過措置が設けられています。

(1) 改正法施行日前に本人確認済みである人格のない社団又は財団である顧客等との間で行う取引の場合【改正法附則第2条第2項関係】

改正法施行日前に、取引の任に当たっている者(代表者等)について本人確認を行い、その記録を作成・保存している場合には、改正法施行日以後の特定取引において、既に本人確認を行っていることの確認を行えば、代表者等の本人特定事項以外の確認事項(すなわち新規確認事項)のみを確認すればよいとされています。

なお、取引の任に当たっている者に変更があった場合には、新たに取引の任に当たっている者の本人特定事項の確認も必要となります。

(2) 改正法施行日前に締結された継続的な契約に基づく取引を行う場合【改正法附則第2条第4項第1号及び第2号関係】

改正法施行日以後に行う特定取引が、施行日前に締結された継続的な契約に基づく取引⁴に該当する場合（ただし、当該継続的な契約の締結に際して本人確認を行い、その記録を作成・保存している場合に限る。）には、既に本人確認を行っている顧客等であることの確認を行えば足り、新規確認事項についての確認も不要です。

本経過措置に該当する取引としては、例えば以下のものがあります。

（例）

- 銀行口座を開設（新令第7条第1項第1号イに規定する契約）し、その口座を用いて行う200万円を超える預金の払い戻し（同号タに掲げる取引）。
- 保険契約（同号ホに規定する契約）を締結し、その保険契約に基づく満期保険金の支払い（同号トに掲げる取引）
- 証券会社に証券口座を開設（同号リに規定する契約）し、その口座を用いて行う有価証券の売買（同号リに掲げる取引）

（3）本人特定事項及び新規確認事項の確認を行っている顧客等との間で行う取引の場合【改正法附則第2条第4項第3号関係】

改正後法で規定されている全ての確認事項の確認を行い、その記録を作成・保存している場合には、「既に取り引時確認を行っている顧客等との取引」と同様の取扱いとなるため、既に確認を行っている顧客等であることの確認を行えば足り、改めて取引時確認を行う必要はありません。

5. 上記及び別添における略語⁵

改正法：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律
（平成23年法律第31号）

改正後法：改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律
（平成19年法律第22号）

現行法：改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律

整備令：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成24年政令第56号）

新令：整備令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）

新規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成24年内閣府令第1号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）

⁴ 「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当するか否かは、施行日後に行う特定取引（ハイリスク取引を除く）が、改正法施行日前に締結した契約の内容に含まれているかという観点から判断することになります。

⁵ 改正法及び政省令の条文については、警察庁ウェブサイト参照
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

6. 添付書類

(別紙1) 参照条文

(別紙2) 犯罪収益移転防止法改正による経過措置関係

○改正法附則

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する特定事業者（同項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての又は顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者（第四項第四号において「新規特定事業者」という。）及び同条第二項第四十二号から第四十六号までに掲げる特定事業者を除く。以下単に「特定事業者」という。）が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の取引の際にこの法律による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定による本人確認（当該本人確認について旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている新法第四条第一項に規定する顧客等（同条第五項に規定する国等（第四項第三号において単に「国等」という。）を除く。）との間で行う施行日以後の取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるもの（第四項第一号において「第一項施行日以後取引」という。）についての同条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）」とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。

2 ～ 4 （略）

○整備令

第二章 経過措置

(本人確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

第六条 （略）

2 改正法附則第二条第一項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が施行日前の取引の際に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等又は代表者等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましている疑いがあるもの及び当該本人確認が行われた際に本人特定事項（旧法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3 （略）

○新規則附則

(顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法)

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（以下「整備令」という。）第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項に規定する主務省令で定める方法については、第一条の規定による改正後の規則（以下「新規則」という。）第十四条の規定を準用する。

○新規則

(顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法)

第十四条 令第十三条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等（国等である場合にあっては、その代表者等又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第二十一条第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。

- 一 預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。
 - 二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかでない場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

○改正後法

(取引時確認等)

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者（第十一条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあっては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるもの）にあっては、主務省令で定める事項）及び生年月

日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。
以下同じ。)

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

2・3 (略)

4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 (略)

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

犯罪収益移転防止法の改正に伴う経過措置関係

(別紙2)

	改正後法施行前の確認事項	対象となる取引	顧客	経過措置	改正法附則条文	整備令条文				
						政令事項/経過措置	準ずる取引(委託等)	確認済みの確認		
金融機関	旧法第4条第1項の規定による確認(本人特定事項のみの確認)	○金融機関→旧本人確認法施行後に開始した取引(旧法附則第24条)及び旧法施行後に開始した取引 ○宅建業者、宝石商等→旧法施行後に開始した取引	国等(人格のない社団又は財団を除く。)	経過措置なし (改正後法第4条第1項の規定による確認は、旧法第4条第1項の規定による確認と同一性あり)						
			国等以外	施行日前の契約の締結時に当該確認をしていた場合	⇒ 改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第1号	第8条第1項	(法附則第2条第4項第1号)		
				上記以外の場合	⇒ 改正後法第4条第1項第2号～第4号のみ追加的確認	附則第2条第1項	—	第6条第1項	第6条第2項	
			人格のない社団又は財団	施行日前の契約の締結時に当該確認をしていた場合	⇒ 改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第2号	第8条第2項	(法附則第2条第4項第2号)		
	上記以外の場合	⇒ 改正後法第4条第1項第2号及び第3号のみ追加的確認		附則第2条第2項	—	第7条第1項	第7条第2項			
	宅建業者	旧法第4条第1項の規定に準じた確認(本人特定事項のみの確認)	○金融機関→旧本人確認法施行前に開始した取引(※1) ○宅建業者、宝石商等→旧法施行前に開始した取引	国等(人格のない社団又は財団を除く。)	改正後法第4条第1項適用除外	(整備令第11条)※3	—	(整備令第11条)	(整備令第11条)	
				国等以外	施行日前の契約の締結時に当該確認をしていた場合	⇒ 改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第1号(整備令第11条)※2	第8条第1項(整備令第11条)	(法附則第2条第4項第1号)(整備令第11条)	
					上記以外の場合	⇒ 改正後法第4条第1項第2号～第4号のみ追加的確認	附則第2条第1項(整備令第11条)※2	—	第6条第1項(整備令第11条)	第6条第2項(整備令第11条)
人格のない社団又は財団				施行日前の契約の締結時に当該確認をしていた場合	⇒ 改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第2号(整備令第11条)※2	第8条第2項(整備令第11条)	(法附則第2条第4項第2号)(整備令第11条)		
	上記以外の場合	⇒ 改正後法第4条第1項第2号及び第3号のみ追加的確認	附則第2条第2項(整備令第11条)※2	—	第7条第1項(整備令第11条)	第7条第2項(整備令第11条)				
宝石	旧法第4条第1項の規定による確認(本人特定事項)及び改正後法第4条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定による確認に相当する確認(取引目的、職業、実質的支配者の確認)	○金融機関→旧本人確認法施行後に開始した取引(旧法附則第24条)及び旧法施行後に開始した取引 ○宅建業者、宝石商等→旧法施行後に開始した取引	国等以外	改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第3号	—	第9条第1項	第9条第2項		
			人格のない社団又は財団							
商等	旧法第4条第1項の規定に準じた確認(本人特定事項)及び改正後法第4条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定による確認に相当する確認(取引目的、職業、実質的支配者の確認)	○金融機関→旧本人確認法施行前に開始した取引(※1) ○宅建業者、宝石商等→旧法施行前に開始した取引	国等以外	改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第3号(整備令第11条)※2	—	第9条第1項(整備令第11条)	第9条第2項(整備令第11条)		
			人格のない社団又は財団							
ビエス事業者	改正後法第4条第1項の規定に相当する確認(本人特定事項、取引目的、職業、実質的支配者の確認)	電話転送サービス事業者が改正後法施行前に開始した取引	全て	改正後法第4条第1項適用除外	附則第2条第4項第4号	—	第10条第1項	第10条第2項		
士業	旧法第4条第1項の規定による確認(本人特定事項のみの確認)	旧法施行後に開始した取引	全て	経過措置なし (改正後法第4条第1項の規定による確認は、旧法第4条第1項の規定による確認と同一性あり)						
			旧法施行前に開始した取引	全て	改正後法第4条第1項適用除外	(整備令第11条)※2	—	(整備令第11条)	(整備令第11条)	

※1 旧本人確認法施行前に金融機関が行った本人特定事項の確認は、旧本人確認法施行令第2条第1項により、同法の規定が適用除外とされ、旧法施行時においても、旧令附則第3条により、引き続き旧法上の規定が適用除外とされていることから、金融機関が旧本人確認法施行前に行った確認は、旧法第4条第1項の規定による確認に相当する確認となる。
 ※2 整備令第11条により、金融機関が旧本人確認法施行前に行った本人特定事項の確認及び宅建業者、宝石商等が旧法施行前に行った本人特定事項の確認は、旧法の規定による確認とみなされ、附則第2条(第4項第4号を除く。)が適用される。
 ※3 整備令第11条